

## 青森大学自己点検評価・認証評価審査対策委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、青森大学学則第1条の目的及び社会的使命の達成に向けて、本学における教育研究活動等の状況について、自ら点検・評価を行うこと及び青森大学が公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価審査について、同機構が定める評価基準を満たすために、本学に自己点検評価・認証評価審査対策委員会（以下「委員会」という。）を置き、その必要な事項を定めることを目的とする。

(準備・実施事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を準備・審議する。

- (1) 点検項目に関する事
- (2) 評価方法に関する事
- (3) 学部間の評価の調整に関する事
- (4) 点検・評価の報告書の取扱いに関する事
- (5) 点検・評価結果の公表に関する事
- (6) その他点検・評価に関する事
- (7) 自己点検評価書などの作成
- (8) 実地調査への準備
- (9) 自己点検評価書・本編の公開
- (10) 理事長から特に指示があった事項

(構成)

第3条 委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長、副学長、学部長、学長補佐
- (2) 教務委員長、学生委員長、図書館長、総合研究所長、社会連携センター長、学修支援センター長、FD・SD委員会委員長、キャリア支援チーム・チームリーダー、国際交流センター長、経営戦略局長、経営戦略局次長、教務課長、学生課長、総務課長、就職課長、入試課長、東京キャンパス長、東京キャンパス事務局長

(3) 法人本部 本部長、総務部長、財務部長

(4) 学長が指名する者

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、学長とする。

4 副委員長は、学長が命ずる。

5 委員会の下に、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

(召集と議長)

第4条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員長が不在のときは、副委員長が議長の職務を代行する。

(定足数)

第5条 委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長は、必要に応じ委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(議事録及び報告)

第7条 委員長は、議事録を作成し、理事長及び教授会に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、経営戦略局が処理する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は委員会で審議して学長が行う。

附則

1. この規程は、平成27年4月28日から施行する。

2. 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 青森大学自己点検・評価委員会規程

(2) 青森大学認証評価再審査対策委員会規程

附則

この規程は、平成28年6月29日から改正施行する。

附則

この規程は、平成29年3月23日から改正施行する。

附則

この規程は、平成31年4月1日から改正施行する。

附則

この規程は、令和3年9月1日から改正施行する。

